

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「高齢社会への貢献」を社是とし、経営の透明性、公正性の確保及び意思決定の迅速化を図り、企業価値を継続的に増大させるため、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が最重要課題のひとつであると考えております。

この実現のため、監査役制度を基礎として、社外役員の指名による監督機能の強化や監査室設置による内部監査体制の整備など、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### (補充原則1－2－2)

当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知について法定期日よりも1日でも早く発送できるよう取り組んでおります。また、2016年開催の株主総会より、株主総会議案については取締役会決議等の諸手続完了後、招集通知発送前に、当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示する予定であります。

##### (補充原則1－2－4)

当社の株主構成においては、機関投資家及び海外投資家の比率が低いため、当面議決権の電子行使及び招集通知の英訳を見送ることとし、今後状況の変化に応じて再検討することいたします。

##### (補充原則3－1－2)

当社の株主構成においては、海外投資家の比率が低いため、当面英語での情報の開示・提供を見送ることとし、今後状況の変化に応じて再検討することといたします。

##### (補充原則3－2－1(1))

外部会計監査人の評価を行う際には、会計監査人についての情報を有している経営執行部門(経理・財務部門)の検討プロセス及びその結果を踏まえ、職務遂行状況、監査体制、独立性、専門性、監査品質等を勘案して総合的に判断することとしております。

今後は、外部会計監査人について、候補の選定と評価に関する基準を整備してまいります。

##### (補充原則4－1－2)

当社は、現在中期経営計画を公表しておりませんが、中期的な業績目標を定め、取締役会において達成状況や経営指標のかい離の状況について分析・評価を適宜実施しております。

今後は、適切な機会に改めて中期経営計画を策定の上公表し、株主総会等を通じて達成状況等について説明していくことといたします。

##### (補充原則4－1－3)

当社は、最高経営責任者等の後継者育成を重大な問題と考えております。経営幹部の人事については取締役会に諮り決定することとしており、後継者候補が重要な経験を積めるよう計画的な人事を行っております。

今後は、取締役会が最高経営責任者の後継者候補の育成計画についてチェックできるような体制を整備してまいります。

##### (補充原則4－2－1)

当社は、業務執行取締役の報酬については、広く高齢社会に貢献すべき企業として、報酬の透明性・アカウンタビリティー・客観性を確保しながら、中長期の株主価値と役員報酬の連動性を担保し、かつ、成果発揮へのインセンティブを引き出すよう設定されており、報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会でこれを決定しております。

なお、現在は中長期的な業績と直接連動する報酬は設定しておりませんが、今後の業績・事業環境等を踏まえ、必要あれば検討する事といたします。

##### (補充原則4－3－1)

当社は、経営幹部の選任や解任に関しての基準を定めてはおりませんが、今後は会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、経営幹部の選任や解任を行う体制を構築してまいります。

##### (原則4－8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、社外取締役3名(うち独立役員1名)、社外監査役2名(うち独立役員2名)を選任しております。独立社外取締役は1名ですが、社外取締役3名は独自の外的視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、取締役会にて意思決定を行う際の適切な監督・助言を通じ当社の社外取締役としての責務を十分に果たしており、企業価値の向上に対し十分機能しております。加えて、社外監査役により法令上与えられた権限執行及び監視・監督が隨時なされていることから、現在の体制で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えておりますが、今後コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

##### (原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、独立社外取締役となる者の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、会社法及び東京証券取引所が定める基準を基に、取締役会において協議検討する事で独立社外取締役を選定しております。今後は当社独自の判断基準を策定することを検討してまいります。また、当社の独立社外取締役は、豊富な経験に基づき、経営戦略等への的確な助言・意見具申や、重要な意思決定による経営に対する監督・利

益相反の監督等を独立した立場で行っております。

#### (補充原則4-11-3)

当社の取締役会及び企業統治体制の有効性・適正性については、取締役会での審議を通じ、分析・評価を行っており、当社の取締役会はオープン且つ活発な議論を通じて適切な意思決定を行い、中長期的な企業価値向上に実効的な役割を果たしております。  
なお、取締役会全体としての分析・評価及び結果の概要の開示につきましては、今後検討してまいります。

#### (原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、経営企画室をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次個別取材などに応じております。またディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトにて開示しております。  
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、今後検討してまいります。

#### (原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、中期経営計画を公表してはおりませんが、介護保険制度改革の方向性を考慮しつつ、適切な時機に中期経営計画を策定し、中長期的な目標水準を明示するとともに、目標達成に向けた定性的、定量的根拠を日常のIR活動を通じ説明するよう努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### (原則1-3 資本政策の基本的な方針)

当社の資本政策の基本方針は、以下のとおりであります。

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針とする。

#### (原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社の政策保有株式に関する基本方針は、以下のとおりであります。

(1)当社は、政策保有株式の所有にあたっては、事業戦略や当社の中長期的な企業価値向上に繋がるかどうかを総合的に判断の上、保有の是非を決定する。

(2)当社は、政策保有株式については、毎年定期的に保有の意義について取締役会において報告を行う。

(3)当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、保有目的、経営財務状況を踏まえ、当社の企業価値向上に資するかどうかを総合的に勘案し議案への賛否を決定する。

#### (原則1-5 いわゆる買収防衛策)

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

#### (原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策)

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、独立役員の意見に配慮しつつ、その実施の目的等の情報を、会社法、金融商品取引法、取引所規則等に従って適法かつ適正に手続きを進めるとともに、株主総会の場を通して十分な説明に努めることとしております。

#### (原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会での都度決議や報告など会社法や社内規程に定められた手続きを順守することとしております。また、事業活動において、取引は、法令及び社内規程等を守り、公正を旨とすることを役職員行動規範に明記しており、取引先が主要株主である場合でも、同様の考え方で取引を行っております。

#### (原則3-1 情報開示の充実)

(1)社是、経営理念、役職員行動規範を当社ウェブサイトに開示しております。経営戦略については適宜当社ウェブサイトに開示しております。

(2)当社は、「高齢社会への貢献」を社是とし、経営の透明性、公正性の確保及び意思決定の迅速化を図り、企業価値を継続的に向上させるため、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が最重要課題のひとつであると考えております。この実現のため、監査役制度を基礎として、社外役員の指名による監督機能の強化や監査室設置による内部監査体制の整備など、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めてまいります。なお、当社のコーポレート・ガバナンスへの取組みについては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(3)業務執行取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を社内規程にて整備し、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(4)経営幹部の選任、取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等に定めておりませんが、当社の社是・経営方針に基づき当社の企業価値向上に貢献できる能力と資質を持っていること、法令及び企業倫理・社会規範の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、取締役が候補者を推薦し、事前かつ個別に独立社外取締役及び社外取締役の意見を確認した上で、取締役会において経営幹部の選任、取締役及び監査役候補の指名をすることとしております。

また、独立役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。今後は全ての取締役候補者・監査役候補者について、選任理由を株主総会招集通知にて開示することといたします。

(決算説明会資料:[http://www.caresupply.co.jp/ir/upload\\_file/caresupply\\_01/201506011.pdf](http://www.caresupply.co.jp/ir/upload_file/caresupply_01/201506011.pdf))

(株主総会招集通知:[http://www.caresupply.co.jp/ir/upload\\_file/caresupply\\_01/17th\\_notice.pdf](http://www.caresupply.co.jp/ir/upload_file/caresupply_01/17th_notice.pdf))

(有価証券報告書:[http://www.caresupply.co.jp/ir/upload\\_file/caresupply\\_01/20150629yuho.pdf](http://www.caresupply.co.jp/ir/upload_file/caresupply_01/20150629yuho.pdf))

#### (補充原則4-1-1)

当社は、決裁権限基準に基づき、取締役会、社長、本部長等の権限を明確に定め、その規程に基づきそれぞれの決定機関、決裁者が審議・決裁を行っております。また重要議題については、社長、本部長等経営幹部をメンバーとする経営会議にて事前審議を行う体制としております。

#### (補充原則4-11-1)

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、上記原則3-1(4)に記載のとおりであります。

#### (補充原則4-11-2)

当社の社外取締役や社外監査役には、他の会社の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・

労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。

当社の取締役・監査役の他の会社の役員兼務の状況については、年1回、兼務状況を確認するアンケートを実施し、結果を取締役会に報告するとともに、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(株主総会招集通知:[http://www.caresupply.co.jp/ir/upload\\_file/caresupply\\_01/17th\\_notice.pdf](http://www.caresupply.co.jp/ir/upload_file/caresupply_01/17th_notice.pdf))

(有価証券報告書:[http://www.caresupply.co.jp/ir/upload\\_file/caresupply\\_01/20150629yuho.pdf](http://www.caresupply.co.jp/ir/upload_file/caresupply_01/20150629yuho.pdf))

#### (補充原則4－14－2)

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下のとおりであります。

(1)当社は、取締役及び監査役に対し、その職責を十分に果たすため、経営を監督する上で必要となる、情報や知識を継続的に提供するとともに、取締役及び監査役が自ら外部セミナーや勉強会において、必要な知識の取得や適切な更新等の研鑽を行うことを奨励する。

(2)当社は、社外役員に対し、当社の社是、経営理念、企业文化、経営環境等について継続的に情報提供を行うため、営業拠点の見学会・説明会等の開催や、役員相互での情報共有・意見交換を充実させるための環境整備に努める。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	11,620,000	71.10
株式会社三菱総合研究所	544,000	3.32
明治安田生命保険相互会社	240,000	1.46
NCS従業員持株会	138,800	0.84
平林 佑紀	91,000	0.55
渡辺 勝利	67,000	0.40
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	50,000	0.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	45,700	0.27
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	45,400	0.27
渡辺 正博	31,500	0.19

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

三菱商事株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 8058

## 補足説明

大株主の状況に記載のほか、自己株式が804,400株あります。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社である三菱商事株式会社とは、介護サービス分野において事業領域が重なる部分がほとんどなく、また、同社との取引については、業務上の必要性及び一般的の取引条件と照らし合わせた経済合理性を勘案したうえで決定しており、少数株主に不利益を与えることのないよう対応しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情



## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
宮下 修	他の会社の出身者										
山田 保裕	他の会社の出身者										
亀井 信一	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮下 修		――	三菱商事株式会社及び同グループ企業での豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に対し的確な助言・提言を行っていること等から適任であると判断しております。
山田 保裕		――	三菱商事株式会社の理事生活産業グループ生活商品本部長を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に対し的確な助言・提言をいただけるものと判断しております。
亀井 信一	○	――	株式会社三菱総合研究所の人間・生活研究本部長を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に対し的確な助言・提言をいただけるものと判断しております。また、当社との間には、特別

の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5名

監査役の人数 [更新](#)

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、業務の実態を監査し、適正な業務活動の確保と経営管理を行うため、社長直轄の部署として監査室(4名)を設けております。監査室は、社長の承認を受けた監査室監査計画に基づき、当社の業務全般にわたって定期的に内部監査を実施し、各部署との意見交換、具体的な業務改善提案を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図っており、監査終了後、社長に監査室監査報告書を提出しております。また、監査室は、会計監査人に対して定期的に監査室監査計画及び監査室監査報告書を提出しております。なお、当社では、監査室の運営・指導により、毎年1回、営業拠点も含めて各部署が自己点検を実施し、適切な業務の推進に努めています。

監査役による監査につきましては、監査計画に基づき、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役からの聴取、実地監査及び当該営業拠点に所属する従業員からの聴取等により、厳正な監査が行われております。監査役は、監査室の監査方針及び手法につき監査室と意見交換するとともに、監査結果について詳細な報告を受けております。また、監査役は、会計監査の計画、方法、結果について、会計監査人と意見交換、協議を行うとともに、会計監査人による営業拠点を含めた実地監査に立ち会っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数 [更新](#)

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 利之	その他													
上石 奈緒	弁護士												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

	○	—	医学分野の専門家として、幅広い知識と見識を有しており、社外監査役として職務を適切に行っていること等から適任であると判断しております。また、監査役報酬以外に当社から報酬を受けておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
上石 奈緒	○	社外監査役の上石奈緒氏は、当社と顧問契約を締結している巻之内・上石法律事務所のパートナーであります。	弁護士として企業法務に精通しているとともに、幅広い知識と高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は、巻之内・上石法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、取引額は僅少であり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

コーポレート・ガバナンスの観点から透明性ある手続きを通じて報酬制度の設計を行うべく、報酬諮問委員会を設け、主に取締役報酬に関する事項につき審議・検討しております。

### ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、監査役、社外役員の区分でそれぞれの報酬総額を開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、広く高齢社会に貢献すべき企業として、報酬の透明性・アカウンタビリティー・客觀性を確保しながら、中長期の株主価値と役員報酬の連動性を担保し、かつ、成果発揮へのインセンティブを引き出すよう設定されており、報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会でこれを決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、取締役会を原則月1回開催しており、資料の事前配布のほか、必要に応じて事前説明を行っております。

当社の取締役会は、取締役6名(常勤取締役3名、非常勤取締役3名)で構成しております。法定事項及び経営上の特に重要な事項について審議しており、原則として月1回開催しております。非常勤取締役3名は、「社外取締役」であります。

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成し、原則として月1回開催しております。非常勤監査役2名は、「社外監査役」であります。取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を監督できる体制にあります。

また、当社では、経営上あるいは業務執行上基本的または重要な事項について幅広く協議、検討するため経営会議を設けております。経営会議には、常勤取締役、執行役員、本部レベルの業務遂行に責任を持つ幹部社員、常勤監査役及び議題ごとに必要な人員等が参加し、原則として月1回以上開催しております。

このほか、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスのより一層の推進を図っております。

また、コーポレート・ガバナンスの観点から透明性のある手続きを通じて報酬制度の設計を行うべく、報酬諮問委員会を設け、主に取締役報酬に関する事項につき審議・検討しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社として、迅速かつ的確な業務執行と適切な監査・監督を可能とする経営体制の構築を目指し、先述の各機関・部署を設置し、各種規程類を整備しており、当社の事業内容や企業規模に鑑み、適正な体制であると考えております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	第17回定時株主総会については、招集通知を法定期限より1営業日早く発送しております。
その他	当社Webサイト上に招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定・公表し、同ポリシーに沿った情報開示を実施しております。また、投資者等からの電話による問合せに対しては、真摯に対応するよう心掛けております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算の発表にあわせて年2回説明会を実施しております。社長及び管理本部長から、業績、事業の進展、会社戦略等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL <a href="http://www.caresupply.co.jp/ir/">http://www.caresupply.co.jp/ir/</a> (決算情報、その他適時開示情報、任意開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等を掲載)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社はとして、「高齢社会への貢献～安心できる商品の供給と真心のこもったサービスの提供」を掲げ、高齢社会のニーズに応える最適商品、清潔感、安心感、信頼感の得られる“品質第一主義”に徹して提供しております。役職員行動規範では、環境への配慮、地域や社会との連携・調和、人権の尊重、投資者等に対する適切・公平な情報開示について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社コアビジネスの福祉用具サプライ事業そのものが、社会資源の有効活用になっていると認識しております。株主、事業者、利用者の負託に応え、地域社会とのつながりを大切にしながら、質の高い価値ある商品・サービスの提供を続けるとともに、地域や公的機関、あるいは海外の障害者施設や老人ホームに当社福祉用具を寄付する、普及活動に協力するなど、役職員一人一人が主役となる社会貢献活動を継続実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社の情報開示の方針を定めております。実際の情報開示にあたっては、ディスクロージャーポリシーの精神を実現すべく制定した「ディスクロージャー規程」の定めにより、適切な開示を行っております。
その他	従業員に対し、より働きやすい環境作りのために様々な取組みを実施し、次世代育成支援対策推進法の認可を取得しております。

## **IV 内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議している事項は次のとおりであります。

#### **1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1)企業倫理、社会規範を最優先する旨を明記した、「役職員行動規範」を定め周知徹底する。
- (2)会社相談窓口(社外相談窓口を含む)を設け、コンプライアンスに関する相談に迅速に対応する体制とする。
- (3)代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催する。
- (4)適切な財務諸表作成のために、経理規程を定めるとともに、財務報告の信頼性確保のための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
- (5)内部監査部門は、内部監査規程に基づき、各部門の監査を定期的に行う。
- (6)社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、断固たる姿勢で臨む。

#### **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会決議等会社の重要な意思決定については、必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に、法令並びに社内規程に基づき、所定の期間保存し、適切に管理を行う。

#### **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (1)当社を取り巻く各種リスクについては、担当する部門を定め、規則の制定、研修等を行う。
- (2)内部監査部門は、各種リスクについての対応が適切に行われているかを定期的に監査する。
- (3)危機管理体制委員会を設け、危機管理体制の整備、危機管理に係る事項の発生について調査・対応処置の決定を行うとともに、危機管理に係る事項の発生事実及び講じた措置について、定期的に取締役会に報告する。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1)取締役会は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項について迅速かつ的確な意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等社内規程に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を行う。
- (2)取締役会で決定した毎年の経営方針・目標に沿って、各部門は当年度の目標及び利益計画を策定し、達成状況を常時フォローアップし、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施する。
- (3)経営会議を定期的に開催し、経営上或いは業務執行上基本的又は重要な事項について幅広く協議・検討する。

#### **5. 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1)当社の定める社内規程において、子会社の重要な事項については、当社の事前承認・事前協議を義務付ける。  
また当社の事業投資管理部門においては、子会社における不測の事態発生に備える体制を構築するとともに、役員の派遣を通じて子会社の業務執行状況を隨時確認する。
- (2)当社の定める社内規程において、当社及び子会社の相互に発生する経営上の重要な案件を合理的に解決し経営の効率化を追求することを定める。
- (3)当社は、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知徹底する。  
また子会社の役職員が、コンプライアンス案件を当社のコンプライアンス相談窓口(会社相談窓口)に、直接通報が行える体制を構築する。

#### **6. 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1)当社は、親会社及びその子会社等とコンプライアンスに関する重要な事実について相互に情報確認を行い、業務の適正確保に努める。
- (2)当社と、親会社及びその子会社等との間における取引は、法令に照らし、適切に行うものとする。

#### **7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項**

監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用者を速やかに設置する。

#### **8. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項**

補助すべき使用者を設置する場合には、使用者の人数や人事異動・人事考課等監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事に関しては、取締役と監査役が協議を行う。  
また当該使用者は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

#### **9. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1)当社及び子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2)当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実又は会社に損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき、その他危機管理体制に係る事由が発生した場合や内部通報があった場合には、その内容及び対応状況を、監査役に遅滞なく報告する。
- (3)監査役への報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。
- (4)取締役は、監査役が必要と認める重要な会議に出席することができる体制を整備するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を監査役に回覧し、必要に応じて、その内容を説明する。

#### **10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1)役職員は、監査役との相互の意思疎通を図るため、必要に応じ監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2)内部監査部門は、監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (3)取締役は、会計監査人に監査役と定期的に意見及び情報の交換を行うことを求める。
- (4)監査役が、独自に弁護士や公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるようとする。
- (5)監査役が、その職務の執行について当社に対し費用の前払いなどの請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に関わる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。  
監査役の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

### **2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、断固たる姿勢で臨む方針であることを、役職員行動規範及び内部統制システムに関する基本方針に明確化しております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

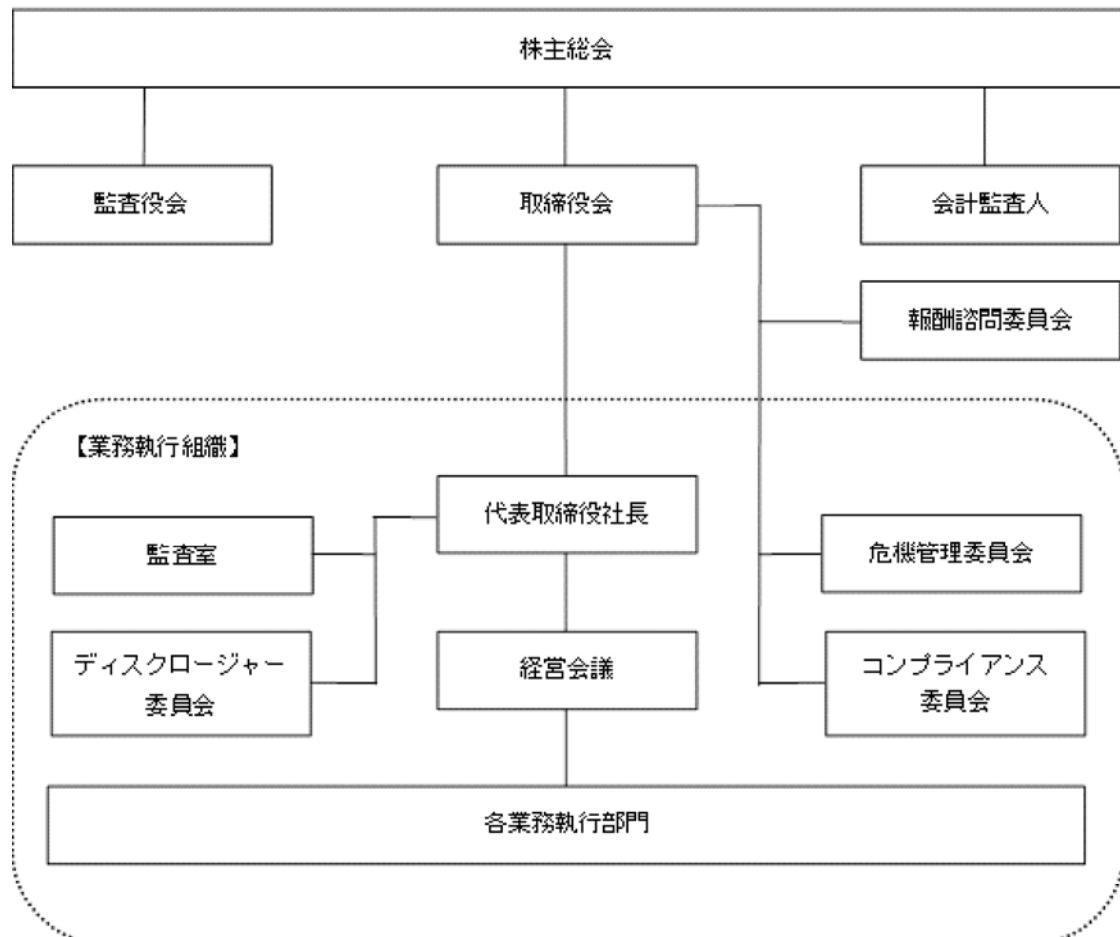
なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムに関する基本方針に則しながら、コーポレート・ガバナンスの体制充実に努めてまいります。

### 【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

